

## 台風 10 号で被害に遭われた組合員の皆様へ

この度の台風 10 号で、被害に遭われた組合員並びに家族の皆様にご心からお見舞い申し上げます。

被災状況についてですが、お疲れのところ誠に恐れ入りますが、所属の組合で確認を致しているところでもありますが、ご連絡を組合まで頂ければ大変助かります。

所属の組合がわからない場合は下記までご連絡をお願い申し上げます。

岩手県建設労働組合連合会

電話番号 019-631-3280

なお共済については以下の通りです。

### ◎全建総連

→床上浸水以上、半壊、全壊が対象です。

### ◎中建国保

一、建物が全壊及び全部冠水した場合。

二、震災、風水害等の災害により建物が半壊、床上 1 メートル以上冠水した被害に遭われた場合となります。

つきましては、組合員の被害状況を全建総連や中建国保に報告し、該当する方は申請をしますので、被災状況についてお知らせ下さるようお願い申し上げます。

なお、全労済にも被災状況について報告をいたします。